

クエアを通じた投票率に係る諸外国調査について

2 調査内容（案）

NO.	件名	頁
1	投票率に関する事項	
	（1）国政選挙の年代別投票率	2
	（2）地方議会議員選挙の投票率の推移	3
2	有権者としての意識醸成に関する事項	
	（1）主権者教育の取組について	4
	（2）選挙啓発の取組について	6
3	広域自治体の議会制度等に関する事項	
	（1）広域自治体の人口、2023年度の予算額、議員数、議員任期について	7
	（2）地方議会の組織図について	7
	（3）広域自治体議会の権限について	9
	（4）住民が議会審議に参加する仕組みについて	9
	（5）住民が議会に意見（請願等）を提出する仕組みについて	10
	（6）議会活動に関する広報について	10
	（7）議員に対する給付について	10
	（8）議会の年間開催日数及び開催時間帯等について	11
4	選挙制度について	
	（1）選挙権と被選挙権	12
	（2）有権者登録について	
	（3）地方議会議員選挙の選挙期日について	13
	（4）地方議会議員選挙に係る選挙制度について	13
	（5）供託金について	14
	（6）選挙管理委員会の独立性について	15
5	立候補者に対する関心の向上に関する事項	
	（1）女性や若者、勤労者が立候補しやすい環境の整備	16
	（2）立候補者の政策等を知る方法について	19
6	投票環境について	
	（1）投票所の設置数と主な設置場所について	20
	（2）投票所の設置要件について	20
	（3）期日前投票について	20
	（4）二重投票対策・本人確認の方法について	20
	（5）郵便投票について	21
	（6）高齢者や移動困難者の投票機会の確保について	21
	（7）投票者に対するインセンティブの付与について	21
	（8）上記以外の投票環境の改善に係る取組について	21
7	インターネット投票について	
	（1）インターネット投票の導入状況について	22
	（2）インターネット投票を導入している場合	22
	（3）インターネット投票を導入していない場合	22
8	義務投票制について	
	（1）義務投票制の採用の有無について	23
	（2）義務投票制の採用の時期や経緯等について	23
	（3）罰則の内容及び投票義務が免除される要件について	23

本調査票は連邦政府、ニューサウスウェールズ州及びニューサウスウェールズ州内地方自治体について回答している。

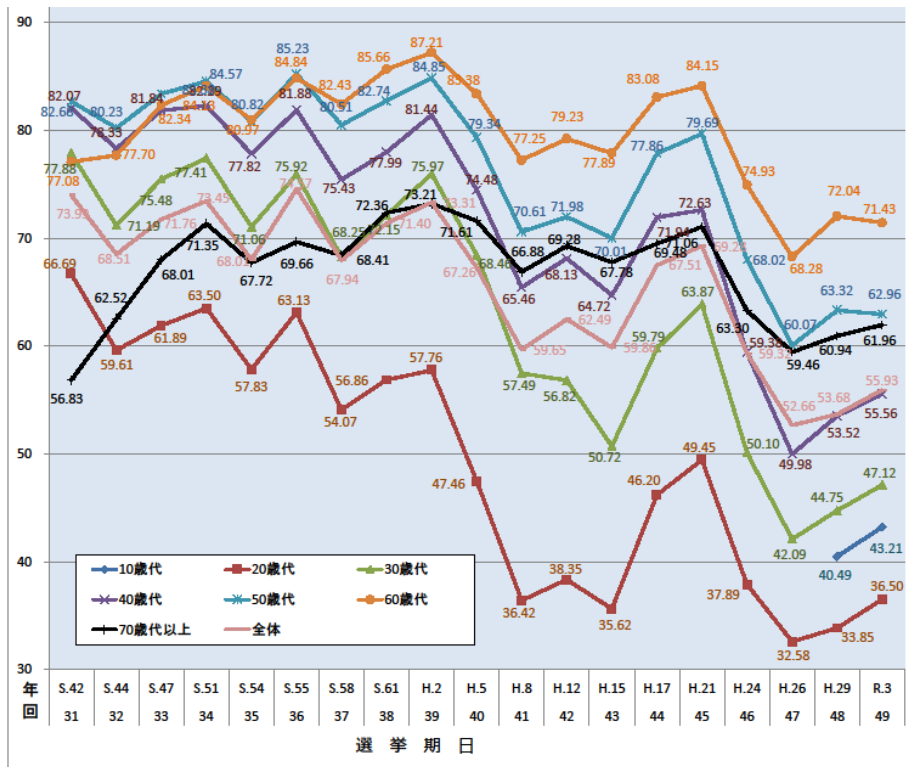
1. 投票率に関する事項

(1) 国政選挙の年代別投票率

日本の例を参考に、類似の調査結果を御恵与下さい。(二院制を採用している場合は、下院について御回答下さい。)

調査の範囲内ではデータの公表について確認できませんでした。

(日本の例) 衆議院議員総選挙における年代別投票率の推移



年	S.42	S.44	S.47	S.51	S.54	S.55	S.58	S.61	H.2	H.5	H.8	H.12	H.15	H.17	H.21	H.24	H.26	H.29	R.3	
回	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	
10歳代	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	40.49	43.21
20歳代	66.69	59.61	61.89	63.50	57.83	63.13	54.07	56.86	57.76	47.46	36.42	38.35	35.62	46.20	49.45	37.89	32.58	33.85	36.50	
30歳代	77.88	71.19	75.48	77.41	71.06	75.92	68.25	72.15	75.97	68.46	57.49	56.82	50.72	59.79	63.87	50.10	42.09	44.75	47.12	
40歳代	82.07	78.33	81.84	82.29	77.82	81.88	75.43	77.99	81.44	74.48	65.46	68.13	64.72	71.94	72.63	59.38	49.98	53.52	55.56	
50歳代	82.68	80.23	83.38	84.57	80.82	85.23	80.51	82.74	84.85	79.34	70.61	71.98	70.01	77.86	79.69	68.02	60.07	63.32	62.96	
60歳代	77.08	77.70	82.34	84.13	80.97	84.84	82.43	85.66	87.21	83.38	77.25	79.23	77.89	83.08	84.15	74.93	68.28	72.04	71.43	
70歳代以上	56.83	62.52	68.01	71.35	67.72	69.66	68.41	72.36	73.21	71.61	66.88	69.28	67.78	69.48	71.06	63.30	59.46	60.94	61.96	
全体	73.99	68.51	71.76	73.45	68.01	74.57	67.94	71.40	73.31	67.26	59.65	62.49	59.86	67.51	69.28	59.32	52.66	53.68	55.93	

※① この表のうち、年代別の投票率は、全国の投票区から、回ごとに144～188投票区を抽出し調査したものです。
 ※② 第31回の60歳代の投票率は60歳～70歳の値に、70歳代以上の投票率は71歳以上の値となっています。
 ※③ 第48回の10歳代の投票率は、全数調査による数値です。

(2) 地方議会議員選挙の投票率の推移

日本の例を参考に、類似の全国調査結果を御恵与下さい。

全国調査結果が無い場合は、調査結果がある広域自治体議会・基礎自治体議会のう

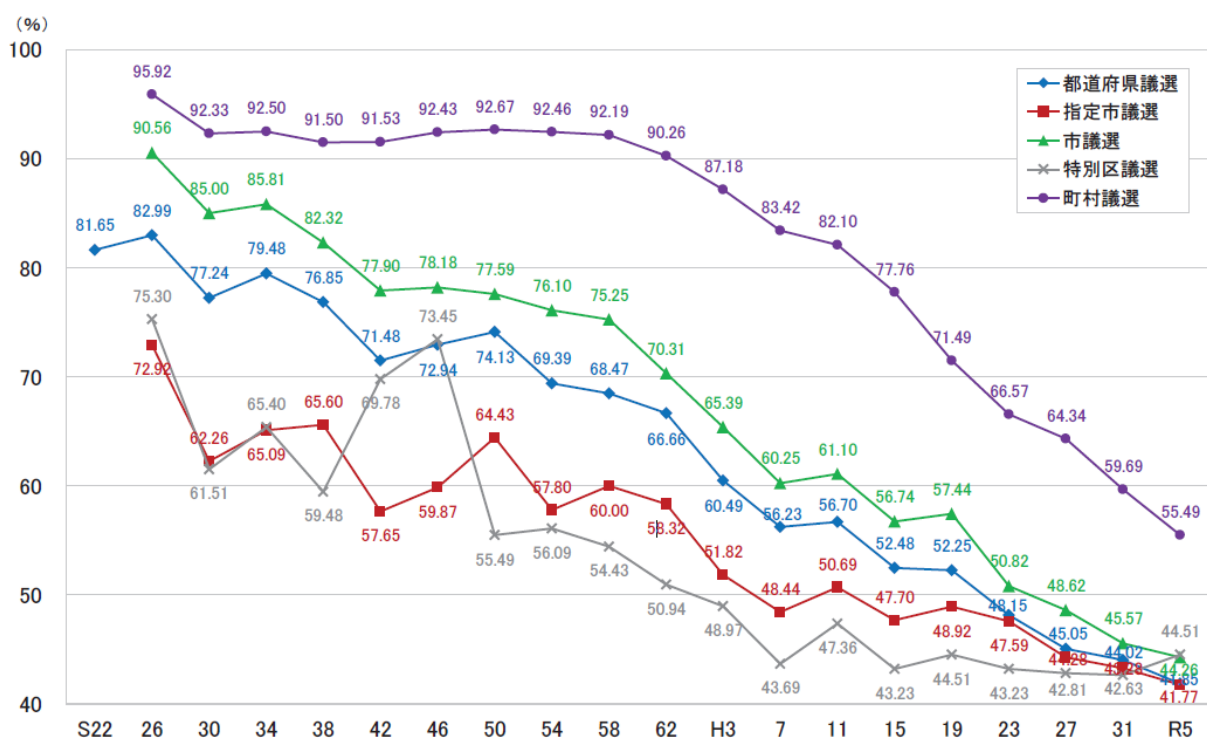
ち、直近の投票率が最も高かった自治体と最も低かった自治体について御回答下さい。)

ニューサウスウェールズ州（以下、NSW 州という。）における州議会選挙及び州内地方自治体議会選挙の投票率は以下のとおりです。

参考 URL：<https://elections.nsw.gov.au/about-us/reports/election-reports/electoral-statistics>

州議会選挙		地方自治体議会選挙	
年	投票率(%)	年	投票率(%)
2023	90.10	2021	84.7
2019	90.16	2016	84.0
2015	90.50	2012	82.1
2011	92.57	2008	83.4
2007	92.64	2004	85.2

(日本の例) 統一地方選挙における投票率の推移



(出典：総務省)

2. 有識者としての意識醸成に関する事項

(1) 主権者教育の取組について

①具体的な取組内容について

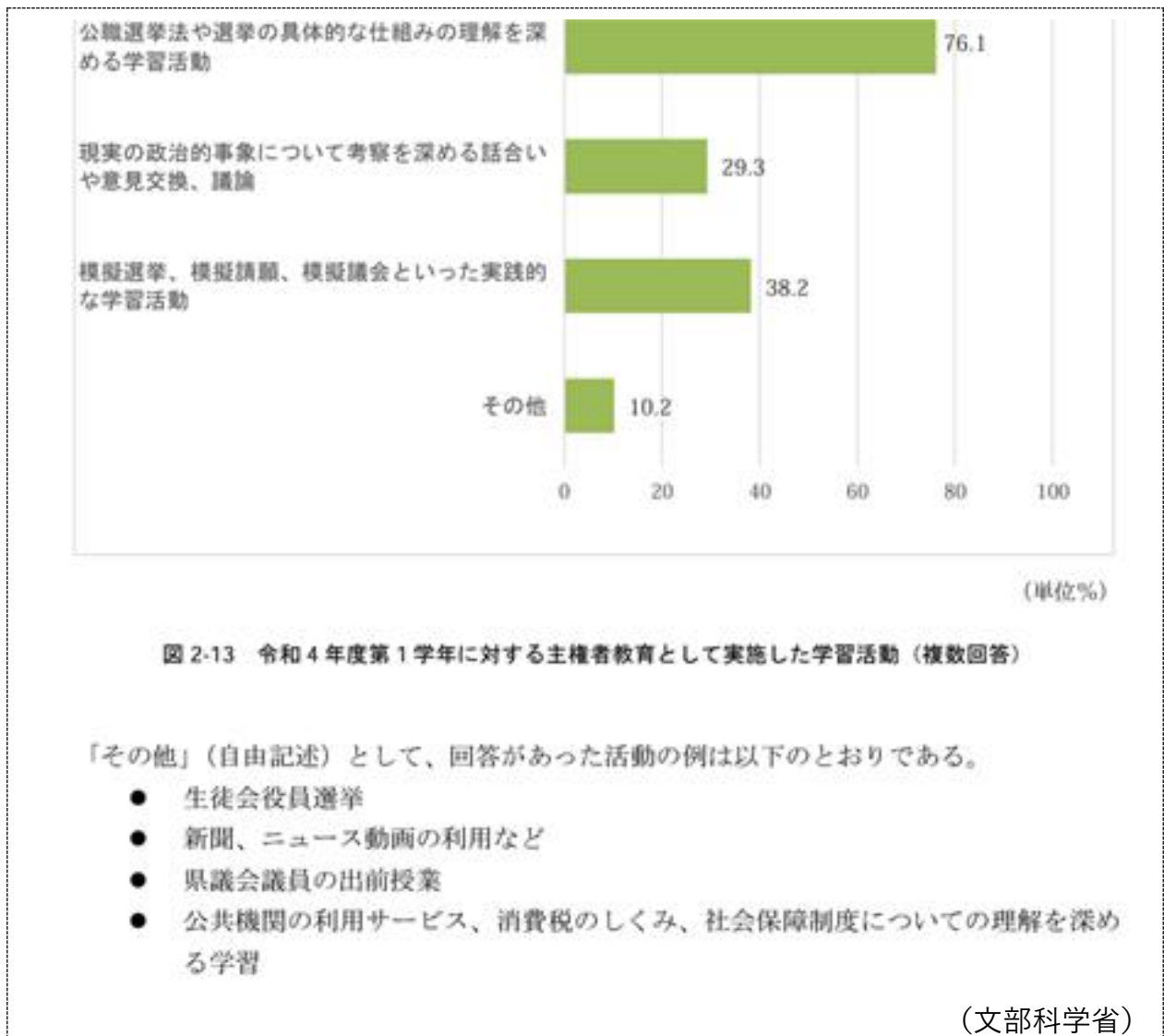
日本の例を参考に、学校における主権者教育（政治や選挙、政策等を学習する機会）の取組状況に関する教育段階ごと（初等教育・中等教育・高等教育）の調査結果がある場合は御恵与下さい。

調査結果が無い場合は、多くの学校現場で行われている（と思われる）主権者教育の主な内容について教育段階ごとに具体的に御回答下さい。

ニューサウスウェールズ州政府は教育ツールとして初等教育、中等教育向け教材を以下のとおり公表している。

初等教育	法律制定の手順、憲法ができるまで、政府構造、議会、政府の役割など https://education.parliament.nsw.gov.au/students/learning-centre/?lesson-years%5B0%5D=year-5-6
中等教育	選挙と投票、三権分立、住民投票について、州議員の役割など https://education.parliament.nsw.gov.au/students/learning-centre/?lesson-years%5B0%5D=year-10-commerce&lesson-years%5B1%5D=year-11-legal-studies
高等教育	

（日本の例）令和4年度における高等学校第1学年に対する主権者教育の取組状況



②政治・選挙等に関する授業内容について

主権者教育の授業がどのように行われているのか（特に、現実の選挙や政党、政策等を取り扱って、政策議論等を行っているのかなど）御回答下さい。

現実の選挙や政党、政策等を取り扱っている場合は、どのような工夫により政治的中立性が確保されているのかも含め、御回答下さい。

学校の取り組みではないが、例えばフェアフィールド市では小学校の要望に応じて、以下の内容の Civic Education Program を行っております。

- ・ 議場における教育セッション
- ・ 生徒から朝の市長を選出するロールプレイ
- ・ 模擬議会のロールプレイ
- ・ 市が提供するサービスについて学ぶ
- ・ 市長の訪問を受け、質疑をする機会
- ・ 市の事業についてゲストスピーカーから話を聞く機会

<https://www.fairfieldcity.nsw.gov.au/Your-Council/School-Educational-Programs-and-Resources/Civic-Education-Program>

③外部団体（地方議会や政党など）の関与について

学校で実施される主権者教育の取組（模擬投票なども含む）に外部団体が関与することがある場合は、どのような団体（特に地方議会や政党など）がどのように関与しているか御回答下さい。

団体	関与の内容

④学校で実施される主権者教育の取組に対する支援について

学校で実施される主権者教育の取組に人的支援・技術的（ノウハウ）支援・財政支援が行政から行われている場合は、支援の内容を御回答下さい。

ニューサウスウェールズ州政府によって教育ツール（2（1）①のとおり）が提供されているほか、議事堂では教育ツアーも実施されている。

<https://education.parliament.nsw.gov.au/>

(2) 選挙啓発の取組について

・主な取組内容について

有権者や若者の政治に対する関心と意義を深めていく観点から取り組まれている選挙啓発活動について、どのようなものがあるか自治体の取組と民間団体等の取組で分けて御回答下さい。

自治体の取組	<p>2024年9月のニューサウスウェールズ州地方自治体議会選挙に向けニューサウスウェールズ州選挙管理委員会では有権者啓発キャンペーンの内容を盛り込んだコミュニケーションエンゲージメント計画を策定する予定です。</p> <p>https://elections.nsw.gov.au/bulletins/2024-nsw-local-government-elections-council-update-1#a3communicationsresourceshubforcouncils</p>
民間団体等の取組	<p>Youth Action(ニューサウスウェールズ州内の若者と青少年を代表する民間団体)では2023年に開催されたニューサウスウェールズ州議会選挙に向け情報をまとめたウェブサイトを公開した。</p>

	<p>また、若者の選挙に対する理解を深めるため、冊子を作成した。</p> <p>https://youthaction.org.au/election-2023/</p> <p>https://youthaction.org.au/wp-content/uploads/2023/06/Youth_Action_NSW_Election_Platform.pdf</p>
--	--

3. 広域自治体の議会制度等に関する事項

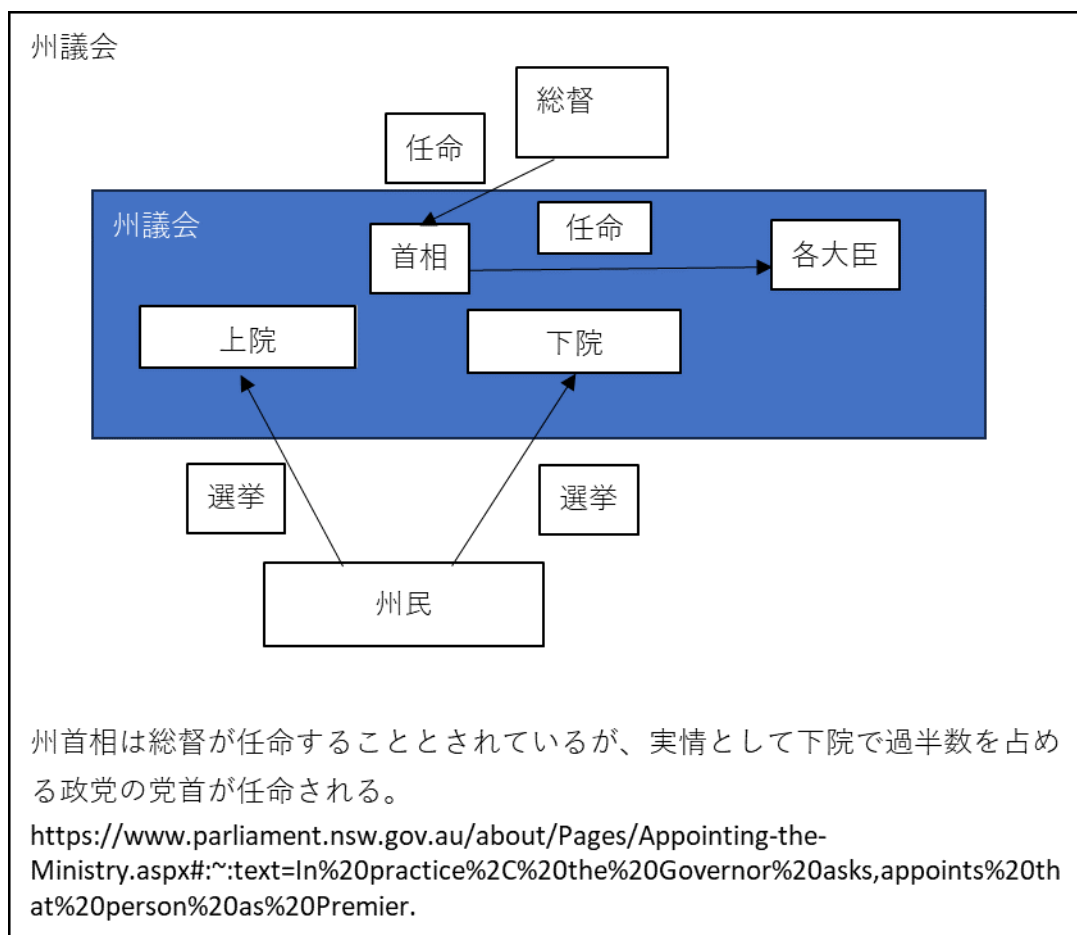
広域自治体のうち、最も人口が多い自治体、最も人口が少ない自治体、人口が平均程度の自治体について御回答下さい。

(1) 広域自治体の人口、2023年度の予算額、議員数、議員任期について

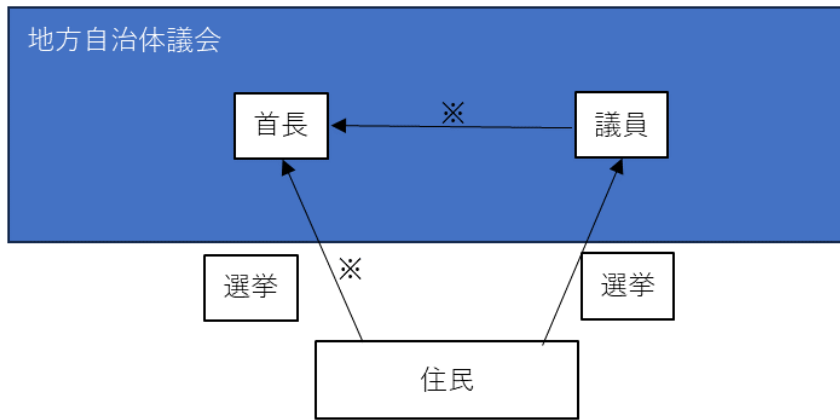
自治体名	人口	2023年度予算額	議員数	議員任期
ニューサウスウェールズ州	8,394,700人	120,227百万ドル	135	4年
北部特別地域	252,500人	8,312百万ドル	25	4年
西オーストラリア州	2,905,900人	39,925百万ドル	95	4年

(2) 地方議会の組織図について

答例を参考に御回答下さい(ドイツ、スウェーデンについては回答例に記載の内容に変更点等が無い場合は回答不要)。



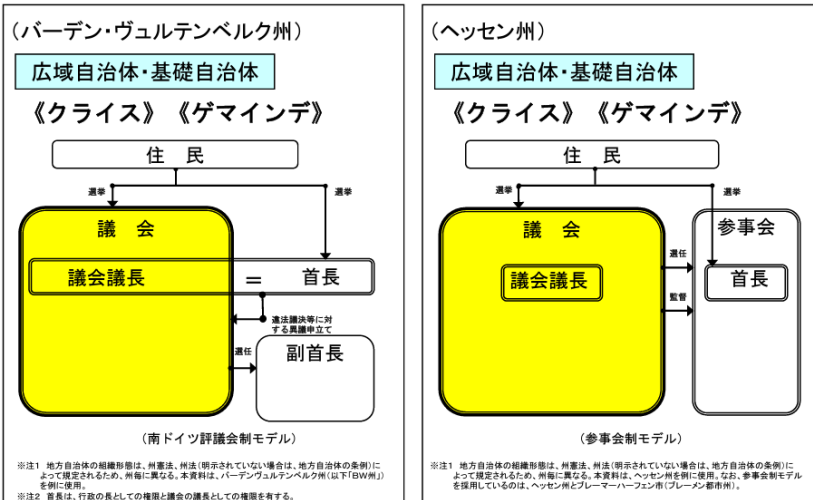
地方自治体議会



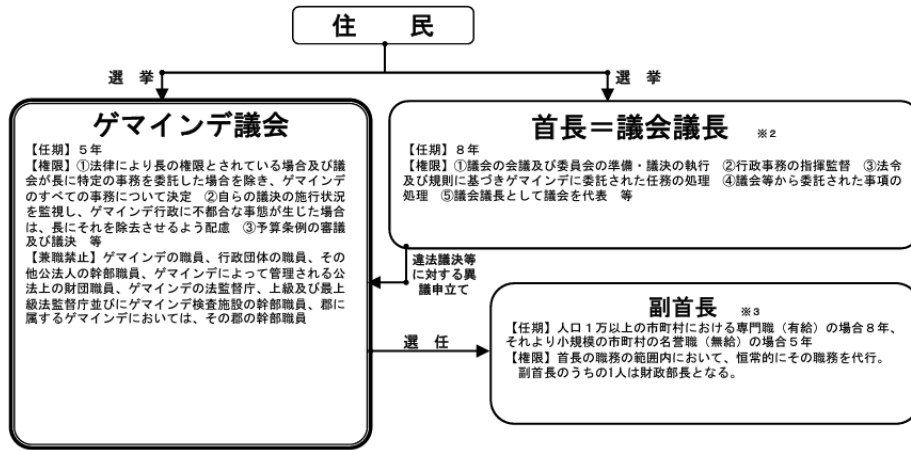
※市長は住民から直接選出される地方自治体と議員の中から互選される地方自治体が存在する。
市長が議長の役割を担う。

https://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/2023_Local%20Government%20of%20Australia%20and%20New%20Zealand.pdf?fbclid=IwZXh0bgNhZW0CMTEAAAR0irTAY3hSE1YwaxeX1EkNI7Ydfq7ATFeA7zwbFy0eaLjj8X7gxsKP-VE_aem_ARq6mvSLDdcz9eNIFcTwSrKHxvHwmqjYIOmZK0I4KSAar93N24unaAo1301zMs4rJtgg6SVdzwosydfLTzhTbCos (P.24)

議会の組織（ドイツ）

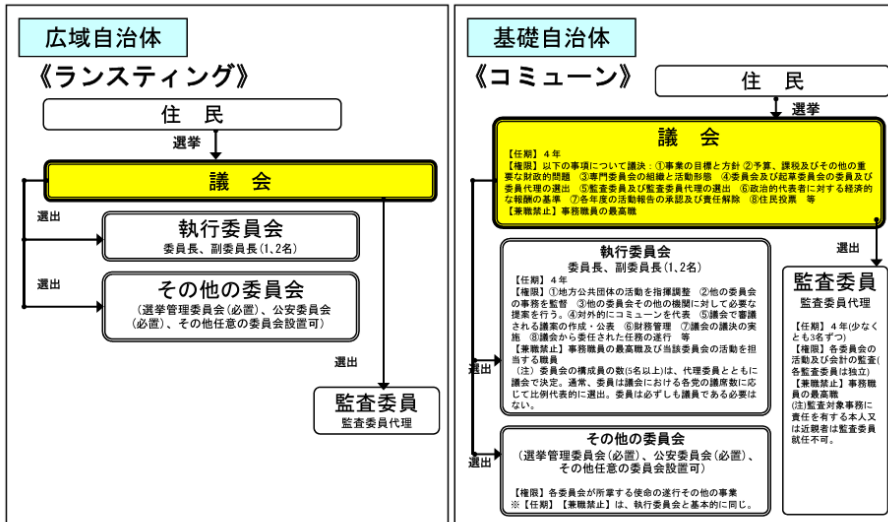


(バーデン・ヴュルテンベルク州の基礎自治体ゲマインデの例)



※注1 ゲマインデが出納業務をゲマインデ行政の外部の部署に処理させない場合に、ゲマインデが会計監（Kassenverwalter）を選任する。会計監の権限は出納業務である。会計監は、会計検査庁の長及び検査員との兼職が禁止されている。
 ※注2 首長に選ばれた者が、議会の議長を務めることになる。
 ※注3 副首長は、自治体の規模に応じて、1人以上選任される。

議会の組織（スウェーデン）



※注 スウェーデンの地方自治体には、日本の公選首長に相当する機関はないため、自治体の代表にあたる執行委員会の委員長が対外的な立場においてそれに選任されている。

(出典：総務省)

(3) 広域自治体議会の権限について

①主な議決事項

日本の例を参考に御回答下さい。

自治体名	主な議決事項	年間議決件数
ニューサウスウェールズ州	州憲法の制定、州法の制定、改廃、予算案の決議 https://www.parliament.nsw.gov.au/about/	州法 56件 Assented bills (2023) (nsw.gov.au)

	howparliamentworks/Pages/How-Parliament-Works.aspx#:~:text=The%20Parliament%20of%20New%20South,people%20of%20New%20South%20Wales.	
--	--	--

(日本の例)

自治体名	主な議決事項	年間議決件数
東京都	条例を設け又は改廃すること。 予算を定めること。 決算を認定すること。	条例 114 予算 49 決算 2
熊本県		条例 48 予算 54 決算 21
鳥取県		条例 36 予算 51 決算 4

※年間議決件数は令和3年の数値を記載

②政策立案の権限に関する事項

日本の例を参考に御回答下さい。

自治体名	政策立案の権限
ニューサウスウェールズ州	議案（州法等）の提出、予算案の提出（下院のみ） https://www.parliament.nsw.gov.au/bills/Pages/Legislative-process-explained.aspx

(日本の例)

- ・国会又は政府など関係行政庁への意見書の提出
- ・議案（条例等）の提出
- ・議案（予算・条例等）に対する修正案の提出

(4) 住民が議会審議に参加する仕組みについて

住民が議会審議に参加する仕組みがある場合は、その仕組みの内容を御回答下さい。

調査の範囲内において州議会においては住民が参加する仕組みは見つかりませんでしたが（委員会への書類提出、公聴会への出席などのみ <https://www.parliament.n>

sw.gov.au/committees/Pages/Engaging-with-Committees.aspx)、ニューサウスウェールズ州内地方自治体議会では以下の仕組みがございましたので、参考に記載します。

自治体名	
シドニー市	一般人が議会開催日の午前 10 時以前に登録すれば 3 分間スピーチする機会を与えられる。 https://meetings.cityofsydney.nsw.gov.au/uuCoverPage.aspx?bcr=1
ウェイバリー市	一般人が議会開催日の午後 3 時以前に登録すれば 3 分間スピーチする機会を与えられる。(Zoom によるオンラインでのスピーチも可) https://haveyoursay.waverley.nsw.gov.au/register-to-speak-at-a-council-meeting
パラマタ市	一般人が議会開催日前の木曜日午後 4 時以前に登録すれば 3 分間スピーチする機会を与えられる。 https://www.cityofparramatta.nsw.gov.au/council/council-meetings/public-participation-council-meetings

(5) 住民が議会に意見（請願等）を提出する仕組みについて

住民が議会に意見（請願等）を提出する仕組みがある場合は、その仕組みの内容を御回答下さい。

ニューサウスウェールズ州ほか、州内自治体の例について回答します。

自治体名	
ニューサウスウェールズ州	電子請願、紙による請願により直接議会へ提出することができる。 https://www.parliament.nsw.gov.au/la/petitions/Pages/About-petitions.aspx
シドニー市	紙による請願を議会または議員に提出することができる。 https://www.cityofsydney.nsw.gov.au/-/media/corporate/files/general/petition-guidelines.pdf
ノーザンビーチズ市	紙による請願を議会に郵送または持ち込み、電子メールにより提出することができる。 https://www.northernbeaches.nsw.gov.au/council/have-your-say/petitions

(6) 議会活動に関する広報について

議会の活動を住民に周知する取組として、どのようなものがあるか御回答下さい。
ニューサウスウェールズ州ほか、州内自治体の例について回答します。

自治体名	取組内容
ニューサウスウェールズ州	ウェブサイト、遠隔地域におけるビデオ会議教育プログラム、ソーシャルメディアなどを通じた広報 Communications_Engagement_Education_Strategy_2020_Digital_17_Dec_2020.pdf (nsw.gov.au) (P.6-7)
ニューカッスル市	ウェブサイト、SNS、電子ニュースレター、税納付通知を通じた広報 https://newcastle.nsw.gov.au/getmedia/43afe5d5-9412-4b98-8499-6158630717d1/City-of-Newcastle-Community-Engagement-Strategy-Accessible_Final.pdf (P.28)
ウィロビー市	ニュースレター、新聞広告、電子メール、SNS、SNS 有料広告などを通じた広報 https://www.willoughby.nsw.gov.au/files/assets/public/v/1/documents/publications-reports-master-plans-strategies-action-plans/ecm_6843977_v1_community-engagement-strategy-as-adopted-may-2023.pdf (P.27)

(7) 議員に対する給付について

①議員報酬について

議員報酬の支給の有無と、支給している場合は支給額を御回答下さい。

自治体名	報酬の有無	報酬有の場合はその額（年額）豪ドル			
		首相	副首相	議員	その他※
ニューサウスウェールズ州	有	416,440	350,329	172,576	大臣 315,814

※議長、副議長以外の役職が有る者について、議員等と報酬額が異なる場合は、役職名と報酬額を御回答下さい。

②その他の給付について

議員報酬以外の議員への給付を御回答下さい。

自治体名	議員報酬以外の議員への給付
ニューサウスウェールズ州	選挙手当 通信費に係る手当 旅費 シドニー滞在手当 スキル開発手当 など

	https://www.parliament.nsw.gov.au/tp/files/82241/2022%20Annual%20Determination%20-%20PRT.pdf (P.15)
--	--

(8) 議会の年間開催日数及び開催時間帯等について

議会（の年間開催日数と、どのような時期（何月に何日程度か）・時間帯（日中か夜間か））に開催されているのか御回答下さい。

ニューサウスウェールズ州ほか、州内自治体の例について回答します。

自治体名	年間開催日数	開催時期	開催時間帯
ニューサウスウェールズ州	48日（2024年予定）	1、4、7、12月を除く期間	午後5時以降
シドニー市	11日（2024年予定）	1月と12月を除く期間	午後5時以降
ノーザンビーズ市	11日（2024年予定）	4月～12月	午後6時以降

4. 選挙制度について

(1) 選挙権と被選挙権

日本の例を参考に、選挙権と被選挙権を持つための条件をそれぞれ御回答下さい。
(二院制を採用している場合は、下院について御回答下さい。)

国政選挙	選挙権	18歳以上でオーストラリア国籍を有する者、または1984年1月26日より前にオーストラリアの連邦選挙区に登録されたイギリス国民。
	被選挙権	18歳以上でオーストラリア国籍を有する者。 現職の州議会、または準州議会の議員であり、立候補までに議員を辞職していない者は立候補できない。
地方議会議員選挙	選挙権	州議会選挙 18歳以上でオーストラリア国籍を有する者、または1984年1月26日より前にオーストラリアの連邦選挙区に登録されたイギリス国民であって、ニューサウスウェールズ州に登録しているもの。 地方自治体議会選挙 18歳以上でオーストラリア国籍を有する者、または1984年1月26日より前にオーストラリアの連邦選挙区に登録されたイギリス国民である者、または当該選挙区の課税対象地の所有者、占有者、資産税を支払う賃借人
	被選挙権	州議会選挙 ニューサウスウェールズ州において選挙権を有する者。 地方自治体議会選挙 当該選挙区において選挙権を有する者。

(日本の例)

国政選挙	選挙権	日本国民であること、満 18 歳以上であること
	被選挙権	日本国民であること、満 25 歳以上であること
地方議会議員選挙	選挙権	(都道府県議会議員選挙) 日本国民であること、満 18 歳以上であること 引き続き 3 ヶ月以上当該都道府県内の同一の市区町村に住所のある者 (市町村議会議員選挙) 日本国民であること、満 18 歳以上であること、引き続き 3 ヶ月以上当該市町村に住所のある者
	被選挙権	(都道府県議会議員選挙) 日本国民であること、満 25 歳以上であること、当該都道府県議会議員選挙の選挙権をもっていること (市町村議会議員選挙) 日本国民であること、満 25 歳以上であること、当該市町村議会議員選挙の選挙権をもっていること

(2) 有権者登録について

有権者登録が選挙権(投票権)を得るための条件となっている場合は、必要な手続きの内容と、有権者登録が完了するまでの所要期間を御回答下さい。

オーストラリア選挙管理委員会への申請が必要。有権者登録完了までの一般的な所要時間は示されていない。

(3) 地方議会議員選挙の選挙期日について

日本の例を参考に、広域自治体議会議員選挙と基礎自治体議会議員選挙について、選挙期日を全国的に統一して実施している場合は、その時期と、その期日に選挙を実施している団体の割合(統一率)を御回答下さい。

	統一選地方選挙の時期	統一率
広域自治体議会議員選挙		
基礎自治体議会議員選挙	ニューサウスウェールズ州	2021年 96.87%(124/128)

	では9月第2土曜日	
(日本の例)		
	統一選地方選挙の時期	統一率
都道府県議会議員	4月上・中旬	87%(41/47)
政令指定都市議会議員	4月下旬	85%(17/20)
区議会議員		91%(21/23)
市議会議員		38%(294/772)
町村議会議員		40%(746/1,788)

(4) 地方議会議員選挙に係る選挙制度について

日本の例を参考に、広域自治体議会議員選挙と基礎自治体議会議員選挙に係る選挙制度を御回答下さい。

①広域自治体議会議員選挙の選挙制度

代表性 (多数代表/比例代表)	ニューサウスウェールズ州上院： 移譲式比例代表制 任意優先順位付投票制 ニューサウスウェールズ州下院： 任意優先順位付投票制
選挙区制 (小選挙区/大選挙区)	上院：比例代表 下院；小選挙区
投票方法 (単記・連記 / 自書式・記号式)	移譲式比例代表制：投票者が候補者に優先順位を付ける方式。 任意優先順位付投票制：候補者に優先順位1位を付けることが必須で、他の優先順位付けは任意という方式

(日本の例)

代表性 (多数代表/比例代表)	投票数の相対多数を得た候補が当選する多数代表を採用
選挙区制 (小選挙区/大選挙区)	各地方公共団体が条例で定めた議員総定数を各選挙区の人口に比例して配分する方式としており、選挙区ごとに定数が決められている
投票方法 (単記・連記 / 自書式・記号式)	単記・自書式

②基礎自治体議会議員選挙の選挙制度

代表性 (多数代表/比例代表)	投票数の相対多数を得た候補が当選する多数制を採用
選挙区制 (小選挙区/大選挙区)	自治体ごとに異なる。
投票方法 (単記・連記 / 自書式・記号式)	任意優先順位付投票制：候補者に優先順位 1 位を付けることが必須で、他の優先順位付けは任意という方式

(日本の例)

代表性 (多数代表/比例代表)	投票数の相対多数を得た候補が当選する多数制を採用
選挙区制 (小選挙区/大選挙区)	当該団体の区域を一の選挙区とする大選挙区が基本となっているが、政令市にあっては行政区を単位とする選挙区制を採用
投票方法 (単記・連記 / 自書式・記号式)	単記・自書式

参考：

https://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/2023_Local%20Government%20of%20Australia%20and%20New%20Zealand.pdf?fbclid=IwZXh0bgNhZW0CMTEAAAR0irTAY3hSE1YwaxeX1EkNI7Ydfq7ATFeA7zwbFy0eaLjj8X7gxsKP-VE_aem_ARq6mvSLDdcz9eNIFcTwSrKHxvHwmqjYIOmZK0I4KSAar93N24unaAo1301zMs4rJtgg6SVdzwoSydfLTzhTbCos%E%BC%88 (P.28)

(5) 供託金について

日本の例を参考に、地方議会議員選挙に立候補する場合における供託金制度がある場合は、その内容を御回答下さい。

州議会議員選挙候補者

上院：500 豪ドルの保証金

<https://elections.nsw.gov.au/candidate-handbook-2023-nsw-state-election/nomination/nomination-as-a-candidate-legislative-council#nominationdeposit>

下院：250 豪ドルの保証金

<https://elections.nsw.gov.au/candidate-handbook-2023-nsw-state-election/nomination/nomination-as-a-candidate-legislative-assembly#nominationdeposit>

地方自治体議会候補者 125 豪ドルの保証金

<https://elections.nsw.gov.au/about-us/media-centre/news-and-media-releases/talking-of-nominating-as-a-candidate-for-your-local-council#:~:text=All%20candidates%20must%20pay%20a,by%20either%20MasterCard%20or%20VISA.>

(日本の例)

選挙の種類	供託額	供託物が没収される得票数、またはその没収額
都道府県議会	60万円	有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1/10未満
指定都市議会	50万円	有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1/10未満
その他の市区の議会 ※2	30万円	有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1/10未満
町村議会	15万円	有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1/10未満

(出典：総務省)

(6) 選挙管理委員会の独立性について

日本では、選挙管理委員会は、地方自治法第 181 条の規定に基づき、選挙が公正に行われるよう、知事などの首長から独立した機関として設置され、同法第 186 条の規定に基づき、選挙に関する事務を管理しています。

また、選挙が公正かつ適正に行われるよう、選挙人名簿の調製を行うとともに、関係機関と連携しながら、投票率向上に向けた啓発活動などに取り組んでいます。

そこで、貴国における中央・地方選挙管理委員会について、政府（国）や地方自治体とどのような関係性にあるのか（政府や地方自治体から独立した機関なのか）、御回答下さい。

オーストラリア選挙管理委員会（AEC）の設置は連邦選挙法第 6 条に規定された独立の機関。

<https://www.legislation.gov.au/C1918A00027/latest/text>

ニューサウスウェールズ州選挙管理委員会（NSWEC）は州選挙法第 8 条に規定され政府部門雇用法 2013 に基づく独立した機関。

<https://legislation.nsw.gov.au/view/html/inforce/current/act-2017-066#pt.2-div.1>

以下参考

https://www.aec.gov.au/about_aec/

<https://elections.nsw.gov.au/about-us/governance/organisational-structure/the-nsw-electoral-commissioner#:~:text=About%20the%20NSW%20Electoral%20Commissioner,NSW%20Electoral%20Commission%20staff%20agency.>

5. 立候補者に対する関心の向上に関する事項

(1) 女性や若者、勤労者が立候補しやすい環境の整備

①女性議員の比率について

国会議員及び地方議会議員に占める女性の割合を御回答下さい。(二院制を採用している場合は、下院について御回答下さい。)

国会議員	38.4%	
地方議会議員	広域自治体議会議員	40.86%
	基礎自治体議会議員	39.4%

②女性議員の増加(確保)を目的とした措置・取組について

女性議員の増加(確保)を目的としてどのような措置・取組が行われているか御回答下さい。

ニューサウスウェールズ州では女性の地方自治議会議員を増加させるため以下の内容を盛り込んだアクションプランを2020年に作成した。

- ・女性立候補者に対し役立つ情報の提供
- ・地方自治体議員に対し、介護の費用を支払うことの義務化の検討
- ・地方自治体に対し地方自治体議員が介護責任を果たせるよう議会の時間を設定するよう奨励すること。
- ・リモートによる議会への参加可能性の模索
- ・SNSや時間管理、日程管理のトレーニング
- ・女性市長、議員向けのメンタリングプログラム ほか

<https://www.olg.nsw.gov.au/wp-content/uploads/MMR-17022020-Action-plan-to-increase-female-representation-on-local-councils.pdf>

シドニー市では介護にかかる費用が年間6,000豪ドルまで支給される。支給対象は育児、高齢者、身体障害者、病気の家族の介護が含まれ、議員が議会、委員会、その他議会の準備活動などに議員が出席する場合に支払われる。

<https://www.cityofsydney.nsw.gov.au/-/media/corporate/files/publications/policies/councillors-expenses-and-facilities-policy/councillors-expenses-and-facilities-policy-2023.pdf?download=true> (P.12)

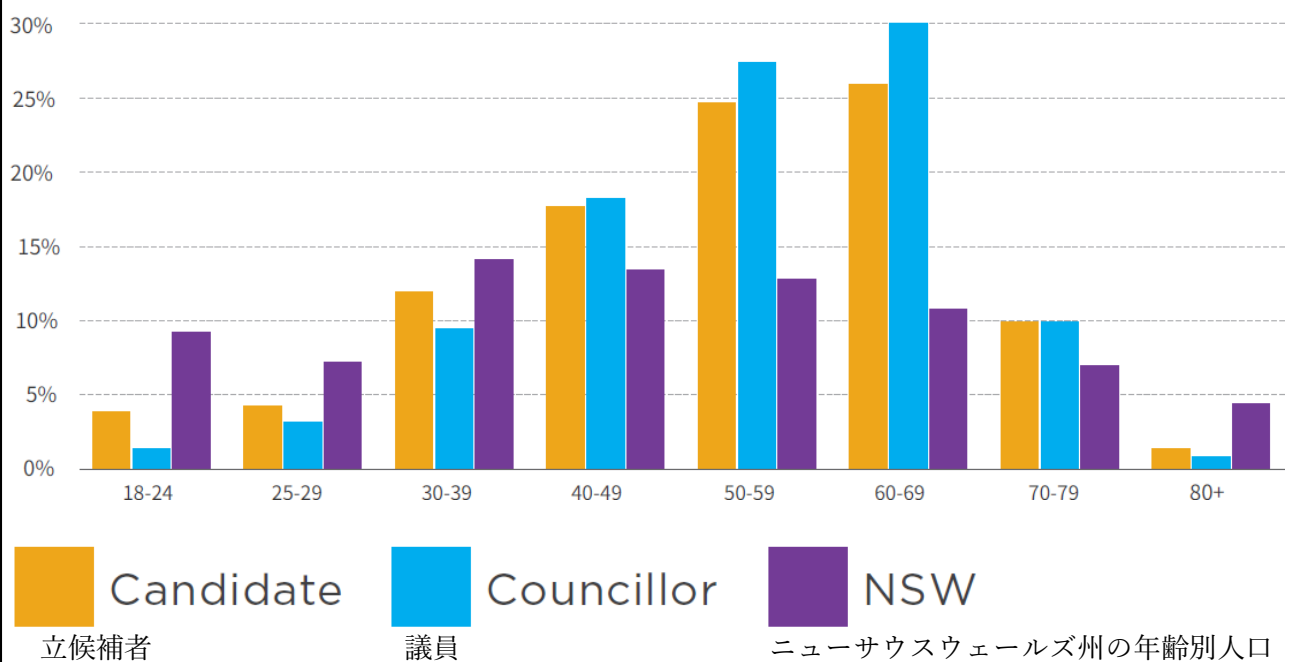
③平均年齢と10代～30代の議員の割合について

国会議員及び地方議会議員の平均年齢と若者議員(10代～30代)の割合を御回答下さい。(二院制を採用している場合は、下院について御回答下さい。)

国政選挙	平均年齢	51（両院）
	10代の議員の割合	
	20代の議員の割合	
	30代の議員の割合	
地方議会議員選挙	平均年齢	
	10代の議員の割合	下の図を参照してください。
	20代の議員の割合	下の図を参照してください。
	30代の議員の割合	下の図を参照してください。

ニューサウスウェールズ州地方自治体議会では 2016 年から 2017 年の地方自治体選挙の調査で以下のように割合が示されています。

<https://www.olg.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2020/02/Candidate-and-Councillor-Diversity-Report-2017.pdf>



④若者議員の増加（確保）を目的とした措置・取組について

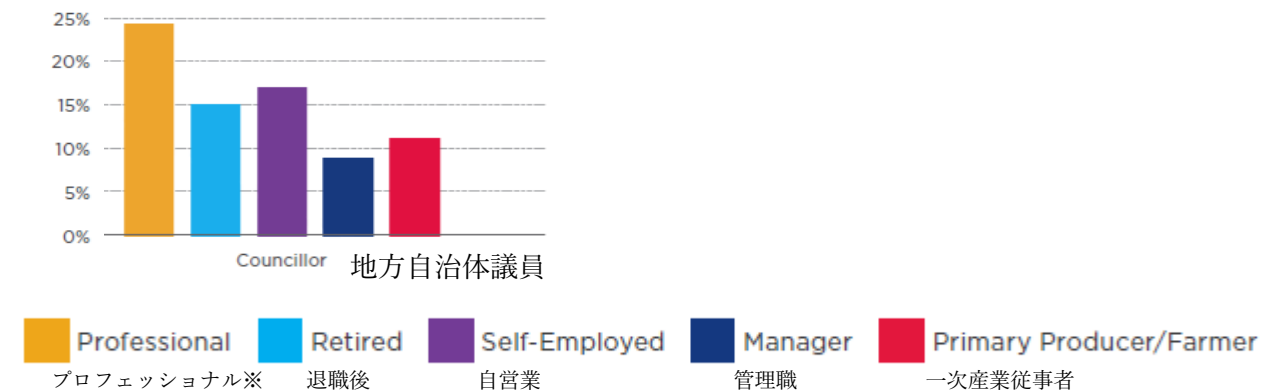
若者議員の増加（確保）を目的としてどのような措置・取組が行われているか御回答下さい。

調査の範囲内では質問にあるような措置・取組は見つかりませんでした。

⑤地方議会議員の職業について

日本の例を参考に、類似の調査結果を御恵与下さい。

2017年の調査では以下のような結果となっております。



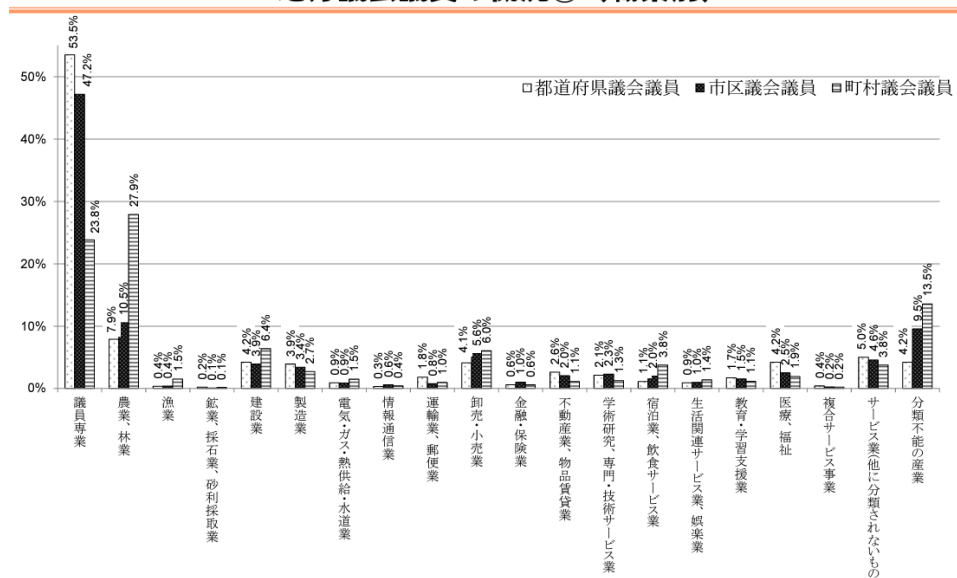
<https://www.olg.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2020/02/Candidate-and-Councillor-Diversity-Report-2017.pdf>

※プロフェッショナルとは特定の知識や経験から収入を得ている人を指す。

参考：<https://professions.org.au/what-is-a-professional/>（オーストラリア国内の民間団体ホームページ）

(日本の例)

地方議会議員の概況①（職業別）



注：都道府県のうち、福島県、群馬県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、高知県、大分県は除かれている。 出典：全国都道府県議会議員会「全国都道府県議会議員職業別調」（令和3年7月1日現在） 全国市議会議員会「市議会議員の属性に関する調」（令和3年7月1日現在） 全国町村議会議員会「第67回町村議会実態調査の概要」（令和3年7月1日現在）

⑥地方議会議員の兼職・兼業の禁止について

日本の例を参考に、地方議会議員の兼職・兼業禁止が法令上規定されている場合は、その内容を御回答下さい。

州議会選挙においては、連邦議会議員、連邦職員は立候補できない。
 地方議会選挙においては裁判官、市議会選挙の選挙管理官、および自治体職員は立候補できない。
<https://elections.nsw.gov.au/political-participants/candidates-and-groups/who-can-be-a-candidate>

(日本の例)

地方議会制度の概要③ ～議員の兼職・兼業の禁止～

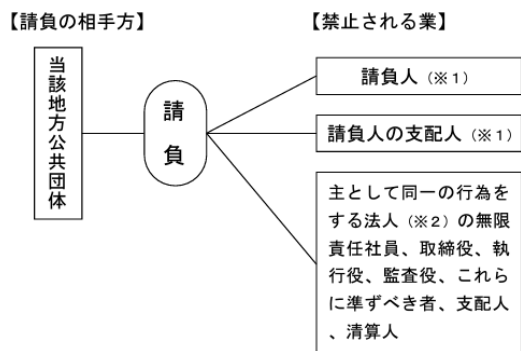
○ 兼職の禁止 (法 § 92等)

議員は、次に掲げる職と同時に身分を有することができないこととされており、在職中に次の職に就くような場合は、いずれかの職を辞する必要がある。なお、公選法 § 89等により、原則として、公務員が立候補の届出により議員選挙の候補者となった場合は、届出日に公務員を辞したものとみなすこととされている。

国会議員	法 § 92①	
裁判官	裁判所法 § 52	
他の地方公共団体の議員	法 § 92②	
普通地方公共団体の長	法 § 141②	
行政委員会関係	教育委員会の教育長及び委員	地教行法 § 6
	人事(公平)委員会の委員	地公法 § 9の2④
	公安委員会の委員	警察法 § 42②
	収用委員会の委員及び予備委員	土地収用法 § 52④
	海区漁業調整委員会委員	漁業法 § 140
	内水面漁業管理委員会の委員	漁業法 § 173Iによる同法 § 140の準用
	固定資産評価審査委員	地税法 § 425①
地方公共団体の常勤の職員	法 § 92②	
短時間勤務職員	法 § 92②	
固定資産評価員	地税法 § 406①	
外部監査人	法 § 252の28③VI	
港務局の委員会の委員	港灣法 § 17①	

○ 兼業の禁止 (法 § 92の2)

議員は、次に掲げる業に従事することができないとされている。議員在職中にこれらの業に従事していると、議会で出席議員の3分の2以上の多数により決定した場合は、失職することとされている(法 § 127①)。



※1 各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が政令で定める額(300万円)を超えない者を除く。
 ※2 当該地方公共団体に対する請負が、当該法人の業務の主要部分を占め、当該請負の重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っている場合の当該法人をいう。

(出典：総務省)

⑦女性や若者外で特定の属性(年齢、職業等)に属する者の立候補の促進を目的とした措置・取組

女性や若者外で特定の属性(年齢、職業等)に属する者の立候補の促進を目的とした措置・取組が行われているか御回答下さい。

調査の範囲内では質問にあるような取り組みは見つかりませんでした。

⑧子育て世代の議員に配慮した議事堂内の施設整備及び議会運営の工夫について

日本の例を参考に、子育て世代の議員に配慮した議事堂内の施設整備及び議会運営の工夫の内容を御回答下さい。

自治体名	取組
ニューサウスウェールズ州	州議会では授乳室、ペアレンツルームの設置や授乳有給制度を実施。 https://www.breastfeeding.asn.au/breastfeeding-friendly-workplaces/accredited-workplaces/parliament-nsw#:~:text=The%20Parliament%20of%20NSW%20became,their%20personal%20and%20professional%20responsibilities
(日本の例) <ul style="list-style-type: none"> ・議事堂内に議員用の保育スペースを整備している ・育児を理由とした議員の欠席を認めている 	

(2) 立候補者の政策等を知る方法について

日本の例を参考に、広域自治体議会議員の選挙に関し、有権者が立候補者の政策等を知る方法として主にどのようなものがあるか御回答下さい。

<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットを利用して各候補者のホームページやSNSを見る。 ・テレビやラジオで行われる放送を観る。 ・街頭などでチラシを配布されるチラシを見る。
(日本の例) <ul style="list-style-type: none"> ・街頭演説を聴く（演説の時間や場所は候補者のホームページなどに掲載される）。 ・インターネットを利用して各候補者のホームページやSNSを見る。 ・選挙管理委員会が発行する選挙公報紙を読む。 ・テレビやラジオで行われる政見放送を観る。

6. 投票環境について

広域自治体のうち、最も人口が多い自治体、最も人口が少ない自治体、人口が平均程度の自治体について御回答下さい。

(1) 投票所の設置数と主な設置場所について

自治体名	投票所設置数	投票時間	主な設置場所※
ニューサウスウェールズ州	2607	8時から18時	学校、教会、自治体管理施設など
北部準州	調査の範囲において不明	8時から18時	学校、教会、自治体管理施設など
西オーストラリア州	調査の範囲において不明	8時から18時	学校、教会、自治体管理施設など

※具体的な施設名、店舗名を御回答下さい。

(2) 投票所の設置要件について

立会人の人数など投票所を設置するために必要となる条件があれば、どのようなものがあるか御回答下さい。

ニューサウスウェールズ州選挙法上では要件について確認できませんでした。

(3) 期日前投票について

期日前投票の実施の有無と、有りの場合は制度概要を御回答下さい。

自治体名	期日前投票 実施の有無	有の場合	
		投票期間	投票時間
ニューサウス ウェールズ州	有	投票日の7日前	投票所によって異なる

(4) 二重投票対策・本人確認の方法について

1人の有権者が異なる投票所で複数票を投じる、いわゆる「二重投票」対策や、投票所における本人確認がどのように行われているか、御回答下さい。

二重投票対策	連邦選挙ではオーストラリア選挙管理委員会が有権者リストを各選挙管理官に発行し、投票用紙配布時にリストにチェックをする。チェックされたリストはコンピュータによりスキャンされ、突合されます。 その後複数投票の理由を調査し、正当な理由がある場合（高齢により投票したことを忘れたなど）複数投票者から除外する。 https://www.aec.gov.au/about_aec/Publications/Backgrounders/fraud-and-multiple-voting.htm
本人確認の方法	ニューサウスウェールズ州議会選挙では氏名、住所の確認 https://elections.nsw.gov.au/voters/voting-options/voting-on-election-day

(5) 郵便投票について

郵便投票により投票するための要件と、直近の直近の広域自治体議会議員選挙における郵便投票の利用率を御回答下さい。

郵便投票を利用するための要件	ニューサウスウェールズ州議会選挙では以下の理由で選挙当日に直接投票できない場合、
----------------	--

	<p>申請することができます：</p> <p>ニューサウスウェールズ州外にいる 投票所から 8km 以上離れている 旅行中である 重病、病弱、または出産間近である（または介護している）。 宗教上の理由で投票に参加できない 刑務所や矯正施設にいる 仕事をしている 無記名選挙人である 注：すでにオーストラリア選挙管理委員会に無記名選挙人として登録されている必要があります。 障害者である 選挙に参加することが、あなたの身の安全や家族の安全を脅かすと思われる場合。 https://elections.nsw.gov.au/voters/voting-options/postal-voting#postalvotingeligibility</p>
<p>直近の広域自治体議会議員選挙における郵便投票の利用率</p>	<p>9.8%</p> <p>https://antonygreen.com.au/nsw2023-pre-poll-and-postal-vote-application-rates-by-district/</p>

(6) 高齢者や移動困難者の投票機会の確保について

高齢者や移動困難者の投票機会を確保するため、どのようなことに取り組まれているか御回答下さい。

一部の高齢者施設、療養施設、介護施設ではニューサウスウェールズ州選挙管理委員会により指定され、選挙管理委員会職員が投票日の前に訪問し、入居者がその場で直接投票できるようにしている。

<https://elections.nsw.gov.au/voters/voting-options/declared-institutions-and-facilities>

(7) 投票者に対するインセンティブの付与について

投票を行った有権者に対して特典等を付与する取組が行われている場合は、その内容を御回答下さい。

調査の範囲内において見つかりませんでした。

(8) 上記以外の投票環境の改善に係る取組について

投票を行った有権者に対して特典等を付与する取組が行われている場合は、その内容を御回答下さい。

調査の範囲内において見つかりませんでした。

7. インターネット投票について

(1) インターネット投票の導入の有無について

インターネット投票の導入の有無について御回答下さい。

有り	無し
	○

(2) インターネット投票を導入している場合【エストニア用】

以下について御回答下さい。

対象となっている選挙								
年齢別利用率	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
利用可能期間	期日前投票				投票日			
投票の秘密性の確保や不正防止のため講じているセキュリティ対策								
インターネット投票運用上の課題								

(3) インターネット投票を導入していない場合

検討状況について御回答下さい。

ニューサウスウェールズ州議会選挙では 2011 年から iVote と呼ばれるオンライン投票システムによりオンライン投票を実施していた。Covid-19 の流行により 2021 年ニューサウスウェールズ州地方議会選挙に向け地方自治法を改正し、iVote によるオンライン投票を実施したが、利用者の増加により一部の有権者が投票できないなどの不具合が生じたため、以降ニューサウスウェールズ州議会選挙、同州内地方自治体議会選挙において現時点まで利用は再開されていない。

<https://elections.nsw.gov.au/about-us/media-centre/news-and-media-releases/ivote-and-2021-nsw-local-government-elections>

<https://elections.nsw.gov.au/about-us/reports/ivote-reports#reviewoftechnologyassistedvoting>

8. 義務投票制について

(1) 義務投票制の採用の有無について

義務投票制の採用の有無について、該当欄に○を御記入下さい。

有り	無し
○ (連邦及び州、ニューサウスウェールズ州地方自治体選挙)	

※以降は、義務投票制を採用している場合のみ御回答下さい。

(2) 義務投票制の採用の時期や経緯等について

義務投票制を採用した時期や根拠法、義務投票制の採用に至った経緯について、該当欄に○を御記入下さい。

採用時期	連邦議会 1924 年 ニューサウスウェールズ州議会 1928 年
根拠法	1918 年連邦選挙法第 245 条 1902 年ニューサウスウェールズ州憲法 11B
採用までの経緯	1919 年の連邦選挙では 71% を超えていた投票率が 1922 年に 60% 以下に低下したことをきっかけに 1924 年に選挙法改正のため議員立法により法案を提出し、可決された。 その後 1928 年にニューサウスウェールズ州議会選挙でも採用された https://www.aec.gov.au/about_aec/publications/voting/index.htm

(3) 罰則の内容及び投票義務が免除される要件について

罰則の内容及び投票義務が免除される要件を御回答下さい。

罰則の内容	<p>連邦選挙においては 20 豪ドルの罰金が科される。 https://www.aec.gov.au/Elections/non-voters.htm</p> <p>ニューサウスウェールズ州選挙、ニューサウスウェールズ州地方議会選挙においては 55 豪ドルの罰金が科される。 https://elections.nsw.gov.au/voters/i-didnt-vote</p>
義務が免除される要件	<p>1918 年連邦選挙法第 245 条 (5) に投票をしない有効かつ十分な理由がある場合は免除されると規定され、その判断はオーストラリア選挙管理委員会の選挙管理官にゆだねられている。 https://www.aec.gov.au/faqs/post-election.htm</p> <p>ニューサウスウェールズ州選挙法 259 条 (5) では投票をしなかった十分な理由として以下のように規定されている。 https://legislation.nsw.gov.au/view/whole/html/inforce/current/act-2017-066#sec.259</p> <p>本条における、選挙人が選挙で投票しなかった十分な理由とは、選挙管理委員会が、選挙人が以下のように納得した場合である。</p> <ul style="list-style-type: none">(a) 選挙日にニューサウスウェールズ州を不在にしていた。(b) 選挙で投票する資格がなかった。(c) 投票を控えることが宗教上の義務の一部であると信じていた。(d) (登録医師により証明された)精神的能力の欠如。(e) 選挙管理委員会が認める理由により、選挙で投票することができなかった。 <p>誤解を避けるため、選挙人が選挙が行われていることを知らなかったことは、選挙人が選挙で投票しなかった十分な理由とはならない。</p> <p>地方議会選挙についてニューサウスウェールズ州地方自治法 314 条 (6) では以下のように規定されている。 https://legislation.nsw.gov.au/view/html/inforce/current/act-1993-030#sec.314</p>

本条において、選挙管理委員会が、居住者が投票しなかった十分な理由として、以下のことを認める場合、居住者が投票しなかった十分な理由となる。

(a) 死亡している。

(b) 投票日にその地域を不在にしていた、または

(c) 投票資格がなかった。

(d) 投票を控える宗教的義務があると信じた場合。

(e) (廃止された)

(f) 選挙管理委員会が認めるその他の理由で投票できなかった。